

第 4 2 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 6月 5日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋市障害児保育指導委員会条例第 1条に定める名古屋市障害児保育指導委員会の令和 4年度に出された全答申書。（その中に、障害児の保育の利用に係る障害の認定に関して、認定を受けた人数、認定が受けられなかった人数の記載がない場合は、それらがわかる同委員会の会議資料、議事録等の記載部分を含む。）

- 2 同月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、次に掲げる行政文書を特定し、(1) については公開とするほか、(2) については作成しておらず存在しないため非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (1) 令和 4年度名古屋市障害児保育指導委員会会議資料等（認定を受けた人数、認定が受けられなかった人数がわかるもの）
- (2) 名古屋市障害児保育指導委員会（以下「指導委員会」という。）における答申書（以下「本件答申書」という。）

- 3 同月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

弁明書によると、実施機関は、本件処分のうち本件答申書を非公開とした理由について、おおむね次のとおり主張している。

- 1 指導委員会では、市の障害児の保育の利用に係る障害の認定を行っており、市が事前に作成した審査資料をもとに、市が委嘱した外部の委員が審議を行い、障害の認定結果については、口頭で答申をしている。そのため答申書は作成しておらず不存在である。

- 2 なお、名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第9条では、「実施機関の意思決定に当たっては行政文書を作成すること」を原則とするものとあるが、指導委員会は、市長の附属機関であり実施機関ではないため、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）は直接適用されない。
- 3 以上のことから、本件処分は妥当なものであり、本件審査請求は理由のないものである。したがって、本件審査請求を理由のないものとして棄却するとの裁決を求めるものである。

第4 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件処分のうち「指導委員会の令和4年度に出された全答申書」を非公開とした決定を取り消し、公開を行うとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

(1) 審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求の趣旨に記載した請求に対して、本件処分の理由は「指導委員会において、答申書は作成しておらず不存在であるため、非公開とする。」とのことであった。

イ 名古屋市障害児保育指導委員会条例（平成27年名古屋市条例第33号。以下「指導委員会条例」という。）第2条には、「委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。」と規定されている。あんしん条例施行細則第9条では、意思決定に当たっては行政文書を作成することが原則であること、同細則第10条第2号では、行政文書は迅速かつ正確に処理することが規定されている。したがって、指導委員会で調査審議した結果は、行政文書が作成されているはずであり、その結果も市長に文書で答申されているはずである。

ウ 名古屋市役所の公式サイトで「答申」と入力して検索すると、多数の検索結果が表示される。その中には一例として令和3年3月25日付け第4次名古屋市環境基本計画の策定について（答申）が掲載されており、その根拠は名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第26条「市審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項に

について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする」と考えられる。

エ 以上のことから、指導委員会においても当然に答申書は作成されているはずであるから、本件処分は、条例第 7 条（行政文書の公開の義務）に違反している。

オ 実施機関は、障害の認定結果については口頭で答申をしていると弁明している。あんしん条例第 4 条では「市は、市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資するため、行政文書の公開を適正に行うとともに、市政に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。」としている。条例第 33 条では、「情報提供施策の拡充、情報公表制度の整備等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めること」、同条例第 36 条では「実施機関に置く附属機関の会議を公開する」とされている。

カ 前述の二つの条例によれば、指導委員会も情報の積極的な公開に努める必要があり、情報公開のためには、当然に答申が文書化されている必要がある。指導委員会の結論である答申を文書化せず口頭で済ませることは、あんしん条例及び条例に違反している。

キ 審査請求人が本件処分の通知書を受け取った時の市子ども青少年局保育部保育運営課職員の口頭での回答は、「指導委員会は諮問、答申という方式をとっていないので、答申書は存在しない。」というものであった。この時の回答と弁明書の内容は矛盾している。

ク なお、市長の諮問が文書化されていないことは、あんしん条例施行細則第 9 条に違反していることも指摘しておく。

ケ 実施機関は、指導委員会は、市長の附属機関であり実施機関ではないため、あんしん条例は直接適用されないと解釈し弁明している。仮に附属機関があんしん条例から除外されるとしても、文書作成を禁止しているわけではない。指導委員会は実施機関に附属しており、あんしん条例及びあんしん条例施行細則において附属機関は対象外であるとは明示されていない。

コ また、あんしん条例第 1 条には「市における情報の利用が多様化し、拡大していることに鑑み、市の保有する情報の保護及び管理に関する基

本的仕組みを定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保することを目的とする。」とある。この目的に鑑みると、附属機関を実施機関から積極的に除外する必然性は全くないため、附属機関があんしん条例及びあんしん条例施行細則から除外されることなく指導委員会にも適用されると解釈するべきである。したがって、あんしん条例施行細則第 9条に基づき答申書は文書で作成されている必要があり、本件審査請求は棄却されるべきでない。

サ なお、実施機関が弁明書にいう口頭で行われた答申が、いつ、どこで、誰に対してどのように行われたかといった記載が全くなく、答申書が存在しないのであれば答申自体がなかったと考えざるを得ない。答申がないのであれば、障害児の認定（指導委員会条例第 2条第 2号）自体が無効であると考えられることから、障害児の保護者への給付、障害児を受け入れることにより保育施設が受けた補助金等は回収する必要がある。

(2) 上記(1)に加え、審査請求人は口頭による意見陳述においておおむね次のとおり主張している。

ア 審査請求人の子は発達障害があるが、保育施設を利用することとし、その申込みをした。保育施設の利用要件は様々だが、市においては、子が発達障害である場合、子の母が専業主婦であっても保育施設が利用できる制度があり、当該制度を利用して申請しようと A 区役所を訪れたが、担当職員からは子の母の求職活動申立書の提出を求められた。

イ 別の日に、再度 A 区役所を訪れ、別の担当職員に求職活動申立書の必要性について確認したところ、必要だと言われた。違う職員 2人に同じことを言われたため、虚偽の求職活動申立書を提出したが、希望の保育施設は利用できなかった。

ウ 保育施設利用の結果とともに、教育・保育支給認定証が郵送されてきたが、その認定内容は審査請求人が申請した発達援助ではなく、求職活動で認定されており、決定内容に不服があったため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を提起したところ、後日実施機関から手違いがあったため、正しい教育・保育支給認定証を送るとの連絡があったのみで、十分な説明はなかった。

エ この件については、虚偽の書類を提出させることが公務員としていかななものかと思い、調べているところであるが、公開請求に対し行政文

書がないものについては審査請求を提起している状況である。

オ 市の条例で規定しているものが文書で存在していないのはおかしい。
市の条例を無視することは、議会軽視・市民軽視である。

カ 実施機関の弁明書を見ると、あんしん条例は直接適用されないとのことであるが、直接適用されないのであれば、間接的には適用されるとの考えに及ぶ。つまりは、答申書は作成されている必要があり、当然に存在している。

キ 別途、あんしん条例における実施機関に附属機関が含まれておらず、附属機関においては必ずしも文書を作成しなくてよいという規定を公開請求したところ、文書不存在の非公開決定がなされた。つまりは、実施機関が独自に解釈したといえる。また、本件審査請求に係る処分の決裁文書も公開請求したところ、市の文書担当課への合議等はなされていなかった。

ク さらに、令和 5年度の答申書に係る公開請求をしたところ、令和 5年度は答申書が存在しているようである。審査請求に係る処分を受けた際に実施機関に確認したところ、指導委員会は諮問答申の形式をとっておらず口頭により回答しているとの回答であったため、以前の回答と一致しておらず、市の主張は全く信用できない。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件答申書を不存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 指導委員会について

指導委員会条例第 1 条に規定する市長の附属機関であり、同条例第 2 条においては、指導委員会は、市長の諮問に応じ同条各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する旨定められているところ、同条第 2 号に規定する障害児の保育の利用に係る障害の認定（以下「本件障害認定」という。）に関することについては、毎年度10月及び 1月に計 4 回開催する指導委員会において審議している。

(2) 本件答申書について

ア 本件答申書は、審査請求人の主張を踏まえると、本件障害認定について、指導委員会から市長になされる答申書であると解される。審査請求人は、本件公開請求において令和 4 年度に出された本件答申書を請求したところ、実施機関は、本件答申書は作成しておらず、不存在であるとの決定を行った。

イ 指導委員会における本件障害認定について当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関からは、指導委員会事務局より審査資料を指導委員会委員に当日配布し、当該事務局より 1 案件ごとに障害の状況等を資料に基づき口頭で説明し、認定を行うか否かを委員に諮り、委員により認定の可否が判断されるが、当該認定を受ける児童が利用する保育施設に対しての職員の加配や補助金の交付業務について、迅速に進める必要があり、指導委員会の開催当日に認定を決定しなければならないことから、口頭での答申としているとの説明があった。

なお、実施機関においては、指導委員会における認定の可否の件数については、指導委員会審査結果一覧表を供覧しているとのことであった。

ウ また、審査請求人が上記第 4 の 2(2) クのとおり主張していることから、本件答申書の運用について改めて当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関からは、令和 4 年度及び 5 年度の両年度においても本件障害認定について指導委員会に対する諮問書は作成しているが、答申書は取得及び作成していないとの説明があった。

(3) 以上を踏まえ、本件処分について検討すると、審査請求人が上記第 4 の 2(1) ウで主張するとおり、市公式ウェブサイトにおいて「答申」と検索すると、市が附属機関に諮問した案件に対する答申書が確認できることから、本件答申書も同様に作成されているはずであると考えられることは理解できる。

(4) しかし、上記(2) イにおいて実施機関が説明する本件障害認定に係る事務運用に鑑みると、口頭で答申としているとの説明を否定することはできず、本件答申書が存在しないという実施機関の説明について、特段不合理な点、あるいは、これを覆すに足りる事実を認めることはできない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

本件処分については、当審査会は上記のとおり判断するが、上記第 4の 2 (2) に掲げる審査請求人の意見陳述も含め主張を総合すると、実施機関による本件処分の説明が適切かつ十分にされていたとは言い難く、結果として審査請求人に市政に対する不信感を抱かせてしまったものと強くうかがわれる。

したがって、実施機関においては、今後その担任する事務事業について、適切かつ十分な説明が果たされるよう努められたい。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月 7日	本件審査請求に係る諮問書の受理
8月 7日	本件審査請求に係る弁明書の写しの受理
10月 3日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 5年12月15日 (第67回第 1小委員会)	調査審議
令和 6年 1月19日 (第68回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日	調査審議
2月19日 (第69回第 1小委員会)	調査審議
3月 7日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀